

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [セクシュアルハラスメント](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

セクシュアルハラスメント

22 セクシュアルハラスメント

Q 取引先の会社に用務で行ったときに、しばしば性的な冗談を言われるため、上司に相談したところ、大事な得意先なので我慢するように言われ、取り合ってもらえません。どうしたらよいでしょうか。

POINT

- 使用者は、対面型セクシュアルハラスメント・環境型セクシュアルハラスメントに関して、雇用管理上の措置義務を負っています。
- 使用者は、セクシュアルハラスメントに対して啓発活動を行い、苦情相談窓口を設け、事後の迅速・適切な対応等の措置をとらなければなりません。
- セクシュアルハラスメントに関する「職場」とは、職務を遂行する場所として、取引先・飲食店・宴会なども含まれます。



A 1. 使用者の措置義務
均等法は、事業主に対して、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けること（対面型セクシュアルハラスメント）、当該性的言動により当該労働者の就業環境が害されること（環境型セクシュアルハラスメント）について、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないとしています（11条）。そして、厚生労働大臣は、この規定に基づき事業主が講ずべき措置についての指針（平18厚生労働省告示615号）を定めています。なお、均等法の改

正により、平成19年4月から、男性労働者に対するセクシュアルハラスメントも対象となり、保護の対象となる労働者は非正規労働者を含む事業主が雇用するすべての労働者になり、事業主に対してこれまで雇用管理上必要な配慮義務とされていたのが、必要な措置が義務づけられることになりました。

2. セクシュアルハラスメントの防止

対面型セクシュアルハラスメントと環境型セクシュアルハラスメントの内容については、指針において具体的に指摘されており、啓発パンフレットでも例示がされていますので、使用者は、セクシュアルハラスメントに対して、これを参考にして、①方針の明確化と管理・監督に関して労働者に周知・啓発を行い、セクシュアルハラスメントに厳正に対処する旨就業規則等に規定をすること、②相談窓口を設け、適切に対応すること、③セクシュアルハラスメントが起こった場合には、事後の迅速かつ適切な対応を行うこと、④プライバシーの保護のための必要な措置を講じ、労働者のセクシュアルハラスメントの相談や事実関係の確認に協力することを理由として不利益な取扱いをしないこと等の措置を講ずることが求められます。このようなセクシュアルハラスメント対策を講じていないと、企業名公表の対象となることもあります（均等法30条）、損害賠償請求において使用者責任（民法715条）を免れません。また派遣先事業主に対しては、派遣社員についても正社員と同様にセクシュアルハラスメント対策を実施することが求められます（労働者派遣法47条の2）。

ご相談のような取引先については、通常就業している場所以外でも、当該女性労働者が業務を遂行する場所として、セクシュアルハラスメントが禁止されている職場に該当します（飲食店・顧客の自宅・宴会なども含まれることがあります）ので、苦情申立てにつき使用者は必要な措置をとる義務があります。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.